

創薬総合支援事業（創薬ブースター）支援終了に関する覚書に基づく年次調査票に関する
質疑応答集
(Q&A)

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
創薬事業部

この質疑応答集では、創薬総合支援事業（創薬ブースター）支援終了後に提出いただく『年次調査票』について、これまでお問い合わせいただいた内容を基に、よくある質問に対する回答を記載しております。『年次調査票』を作成される際にご参照ください。

(問 1) 『年次調査票』の提出が必要な期間と提出時期はいつですか。

(答)

創薬ブースターの支援終了時に AMED と『支援終了に関する覚書』又は『研究成果の取り扱いに関する契約書』を締結した機関は、支援終了後3年間は『年次調査票』を提出する必要があります。毎年5月下旬頃に AMED から提出対象となる課題の契約事務担当者に対して『年次調査票』提出の依頼文書を郵送いたします。この依頼文書に記載されている期限までに『年次調査票』を提出してください。なお、依頼文書は支援終了時点の契約担当部署に送付しております。郵送先の変更を希望される場合は以下までメールにてご連絡ください。

支援終了手続き窓口：E-mail：id3booster@amed.go.jp

(問 2) 『年次調査票』の様式はどこから入手できますか。

(答)

AMED の創薬ブースターウェブサイト

(https://www.amed.go.jp/program/list/11/02/001_01-01.html) の「創薬ブースター支援終了後の年次調査」に様式を掲載しております。ダウンロードの上ご利用ください。

(問 3) 主任研究者や分担研究者が他機関へ転出や退職した場合は、どの機関から『年次調査票』を提出することになりますか。

(答)

年次調査は、創薬ブースターによる支援中に得られた成果が、その後どのように活用されているかについて確認することを目的としています。そのため、年次調査票は、研究者の異動有無にかかわらず、支援終了時点において研究者が在籍し支援による成果を得た

機関（＝支援終了に関する覚書又は研究成果の取り扱いに関する契約書を AMED と締結した機関）から提出してください。

（問 4）主任研究者や分担研究者の所属・役職名が変更している場合、『年次調査票』の所属・職名は、どの時点の情報を記載すればよいでしょうか。

（答）

支援終了時（支援終了時点）の所属機関・職名を記載してください。なお、必須ではありませんが、現在当該機関には所属していないことや現在の職名を（ ）書き等で補足して頂いても構いません。

（問 5）支援終了に関する覚書等を締結した機関が複数の場合であっても、『年次調査票』を提出するのは、提出機関の所属者分のみでよいでしょうか。また、その場合、『年次調査票』の別添の記載内容に他機関の研究者に関する情報は含めなくてよいですか。

（答）

『年次調査票』を提出する機関に所属している（していた）研究者分の情報のみを記載してください。AMED は『年次調査票』の提出が必要な各機関に提出の依頼文書を送付しています。

（問 6）『年次調査票』にある“創薬支援ネットワークの支援で得られた成果に関する活用状況”について、主任研究者と分担研究者の双方の研究成果が含まれた学会発表等がある場合、主任研究者の『年次調査票』に記載していれば、分担研究者の『年次調査票』には記載は不要でしょうか。

（答）

所属機関の研究者による研究成果が含まれる場合には、当該機関における『年次調査票』に記載が必要です。そのため、複数の研究機関における成果であっても、各機関の『年次調査票』に記載して提出してください。なお、『年次調査票』は、『支援終了に関する覚書』又は『研究成果の取り扱いに関する契約書』を締結した各機関に AMED から提出依頼をしています。

以 上